

本橋裁判控訴審結審する！

判決は10月9日！

猛暑の続く本日 8 月 5 日 11 時 30 分から東京高裁 424 号法廷で、本橋裁判控訴審第 1 回口頭弁論が開かれました。原告側からは控訴理由書を陳述しました。原判決（本橋さんの訴えを棄却した 3 月 13 日の地裁判決）が、どのように問題なのか、明らかにしたのが控訴理由書です。原判決は次のような問題があります。

その第 1 は SEK への出向命令の適法性について何ら触れていないことです。出向の法的出発点は民法 625 条 1 項「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない」にあります。本人の同意や協約がなければ違法・無効であること。

第 2 に原判決は「出向発令後も従前詰所で被告の社員と共に待機時間を過ごしている」と認定していますが、車両所庁舎には自由に立ち入ることができないのです。明らかな誤りであり、会社の不当労働行為意思を否定していることです。

第 3 に本橋さんの再雇用契約について留保付きの契約締結を申し込んだにもかかわらず、原判決は留保付を認められないと判断していること。本橋さんは再三にわたって不本意ながらも雇用を確保するために SEK を出向先とした再雇用契約に署名せざるを得ないことを主張してきました。最後に結論として本件出向命令は違法・無効であり、会社は本橋さんを仕業検査車両所車両技術係とする再雇用契約の締結を申し込む義務を負い、原判決は破棄され、控訴が認められなければならない。としたものです。口頭弁論は本日で終結し、判決は 10 月 9 日 13 時 10 分となりました。なお報告集会では本橋さん以降、誰も出向させていないことの成果を確認しつつ、本橋さんのあらためての決意を全体で確認して終わりました。

10. 9判決へみんなが集まろう！！